

会議名	第4回 小金井市都市計画マスタープラン 市民説明会
日時	令和3年3月13日（土）18:00～19:30
場所	市民会館（萌え木ホール）会議室（商工会館3階）
出席者	7名
配布資料	資料 小金井市都市計画マスタープラン中間報告（案）

1. 開会

- ・課長挨拶＜省略＞（事務局）

2. 資料説明

（1）小金井市都市計画マスタープラン 中間のまとめ（案）について

- ・説明用動画上映
- ・補足説明＜省略＞（事務局）

3. 質疑応答

【市民1】

①みどりや農地への小金井市の取組は良いと思うが、野川を貫く道路整備の意味が分からない。これからの人口減少の中、大きな道路が必要なのか疑問がある。

②新小金井駅につながる東小学校の前の道路整備の進捗はどのくらいか。小学校の目の前のため、大きな道路が縦に突き切ると危険だと思う。これらの縦を突き切る道路より、連雀通りの充実が先ではないか。運転する中で怖い状況にある。自転車の通行レーンはあるが、その途中にある電柱を避けるため、自転車が車道に出てくることがあり、非常に危険な状況にある。この連雀通りの整備の優先度の方が高いと感じている。

③畑の宅地化が最近進み、さらに、区画の細分化が進んでいる。将来的にこれらの小さな家に住む人がいなくなると考え、小さい家ばかりになることに、先行き不安を感じる。住宅・土地の売買について、敷地の細分化防止のための決まりがあるとよい。

【事務局】①3・4・11号線の必要性について、連雀通りから南側は東京都が整備を検討している路線になる。この路線の必要性の根拠として、平成28年3月の「東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）」がある。都市計画道路は、昭和37年に決定されたものであるが、50年以上過ぎている中、整備は47%の進捗に留まる。これまで、決定された路線のうち、優先順位をつけて整備を進めてきている。その優先順位をつけるためのものが第4次事業化計画であり、どこを事業化するのかを示す行政計画になる。この計画によると、3・4・11号線は、防災上、また、円滑な交通のために必要であると示されている。この3・4・11号線は自然を壊すということで反対の声が上がっており、市の立場として、市長が東京都知事あてに要望書を出しており、これが今の市の考えとなる。要望書においては、現時点では「事業化に賛同致しかねます、貴都におかれましては、引き続き丁寧な御対応と、周知をお願いします。」とするとともに、「私小金井市長が了解できない状況下での事業化は進めないように求めます。」としている。この都市計画道路は、東京都が施行する路線であり、小金井市は権限がない中、要望書を東京都に出している状況にある。

【事務局】②3・4・8号線は、大きな道路ができるのは危険ではないかとのことだが、都市計画道路ができることにより歩道と車道が分離されて、歩行者は基本的には歩道を歩いていただくことになり、歩行者の安全性が確保できるものと思う。この3・4・8号線より連雀通りの整備の方が大切ではないかと意見だが、途中の幅員が狭くなっており、何らかの手当をしなければいけないという認識を市としても持っている。これまでの市としても問題意識を持つ中、市と地元住民、議員、警察を含め議論を重ね、歩道の色を変えたりと最大限の安全対策を行ってきたが、拡幅をしなければ効果がでない。拡幅には、沿道の所有者の協力が前提となるが、当時、その協力は得られなかった。都市計画道路であれば、基本的には、固定資産税及び都市計画税は一部減免されており、また、拡幅が前提の法的な裏付けがあるの

で、そこは拡張できる一方で、都市計画線がない部分については、沿道の方の任意の御協力がないと拡張はできないということになる。拡張ができれば良いと考えるが、法的な裏付けがなく、単に御協力をお願いして、任意で従っていただくのは中々難しい状況にある。

【事務局】 ③農地が分譲され狭小住宅が建つ問題に対して、市としてまちづくり条例に基づく要綱の中で、分譲する面積の制限を120平方メートルと定めている。但し、まちづくり条例の対象にならない土地にもあり、それらは、120平方メートルよりも小さく分割される状況にある。まちづくり条例の対象であれば、条例に基づく指導ができるが、それ以外の個人の所有する財産について、分割を制限することはできない状況にある。現在、まちづくり条例に基づく大きな開発に対しては指導をしているが、それ以外は難しい状況にある。

【市民2】

この計画が一体いつ始まり、市民に今まで公表されていたのか、こういう内容をなぜ知らせなかったのか。人口の規模や密度が変わってきている中、50年前に計画された道路を整備する必要があるのか。道路はその時の情勢に従い整備されるものであり、都道といえ都に従う必要はない。道路は税金により整備されるが、必要かも聞かれずに50年前に計画された道路整備が実行されるのは良くない。もう一度、計画そのものを小金井市の責任で説明をし、都に要望していくとよい。

【事務局】 3・4・11号線の周知に関して、平成28年の第4次事業化計画の策定においても、市議会やパブリックコメントを通じて周知をさせて頂き、御意見を頂きながら最終的に策定に至ったという経緯がある。必要性については、第4次事業化計画で検証され策定されている。都市計画決定にあたってなぜ周知をしなかったかという点について、決定当時も周知をしていた記録は残っており、計画線の中にお住いの方は御承知の方も多と思う。また、土地を購入する際に、宅建業法に基づく重要事項説明の中で、説明がされていることから、このことを御承知の上で購入されているということになる。

【市民2】

市報を使い今後はしっかりと知らせてほしい。このような計画があるとは市報の中で理解できるが、詳細が書かれていない。80歳を超える中、パソコンを使い詳細を確認するのは厳しい。今後、市は市民の立場に立ち、東京都に対して要望を行ってほしい。

【事務局】 東京都に対して市民の声をということに関して、先ほど説明をした通り要望書を出している。その前には、市民3,000人の方から、アンケートをとり、その結果も、東京都に対して、市民の声として届けている。周知に関して、優先整備路線の決定の際も、ホームページや市報を使いできる限りのことはしてきた。一方で、アンケートを取った際に分かったこととして、これら都市計画道路のことを市民の半数以上が知らず、市民の関心度合いの違いにより、情報が伝わっていない可能性があることが分かった。今後、周知に努めたい。

【市民3】

①3・4・11号線について、市の方針として、マスタープランから外す方向に計画にもっていかなければならないのではないかと。これは、資料20ページの図面に、3・4・11号線は破線で今後整備することが表示されているが、市として賛同しかねるという立場の中、この破線は載せるべきではない。②地域拠点について、すでに商店街とかあるようなところばかりを、拠点と呼んでいるだけではないか。

【事務局】 ①都市計画法に基づく都市計画決定がされた事実として、都市計画道路を載せている。また、実線と点線の違いは、実線の方は既に整備済のもの、点線は未整備のものとして載せている。

【事務局】②拠点の考え方について、現行のマスタープランにおいても記載があるが、御指摘の通り、すでにある商店街の部分指定しているところもあるが、そうでないところもある。既に商店街があるところは、容積率など、商店などを誘導するために都市計画的に商店などが建てやすくしており、必然的に商店や事務所が建つ。一方で、緑中央通りなどの商業が集積していない場所については、今後、基盤の整備や都市計画的な手当てをしていけたらという思いがあり、拠点として設定している。

【市民4】

①道路を作る上で、騒音、排気ガス、河川への影響があると思うが、これらの情報が知りたい。
②アンケートに基づき道路計画を進めるかどうかを知りたい。

【事務局】①環境悪化のデータについては持っていない。現在、東京都が植物及び動物の調査を実施しており、今年の秋頃まで調査がある予定である。

【事務局】②アンケートに基づく市民の意向に関して、市民の方々は非常に、国分寺崖線も含め、自然環境を重視している。我々も思いは一緒であり、それらを踏まえて、先ほど申し上げた通り、去年の5月に要望書として東京都へ我々の考え方を提出している。

【市民4】

3・4・11号線以外の路線に関する、市民の考えを知りたい。

【事務局】市民アンケートは、優先整備路線に指定された3・4・11号線、3・4・11号線の2路線に対する市民の反対が多かったということもあり、2路線のみを対象として行った。他路線について、今のところ、アンケートを行う予定はない。

【市民5】

野川の自然環境を壊さないためにも、西武多摩川線に並行して、東八道路から、連雀通りまである道を代替道路として活用できないのか。

【事務局】二枚橋の坂の道を活用しないのかということに関して、現状、住民の反対により車止めを設置し封鎖されている。

【市民5】

その程度のことで、自然を壊し、何十軒もの家を壊す犠牲が払われることはないと思う。

【事務局】一方で、二枚橋の坂の沿道の方から、都市計画決定がされていて、土地を買う際に説明されており、固定資産税及び都市計画税が減免されているのに、なぜ我々が犠牲を払わなければならないかと意見も受けている。既にある道路を拡幅すれば良いのではとの考えもあるが、一軒一軒の任意の協力が無い限り、現状の道路を拡幅することは難しく、また、元々50年前から計画線がある中、元々計画線が無いところの御了解を得るのは難しい。

【市民5】

50年前の計画に執着する必要はない。加えて、3・4・11号線が直線で計画されていることも気になる。地域の財産を守るために、外国では古い家を避け道路線形を曲線にする事例もあり、このような形で、頭を柔らかくして頂きたいと思う。

【市民6】

東京都の「東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）」は、Web上で見ることが可能か。

【事務局】東京都・都市整備局のホームページにおいて詳細版と概要版の確認が可能であり、また、小金井市の窓口では概要版を置いてある。

【市民7】

3・4・8号線など、市で計画している他路線について、必要性に関するアンケート調査などを実施してほしい。

【事務局】今すぐに、事業化されてない路線について全て権利者の意向を確認して、市民に意向を確認するという予定はないが、事業化を検討する際には必要性などの検証が必要であり、パブリックコメントなどを通じて市民の意見を聞いていきたい。

以上